［附属書］

**仕　様　書**

**第１章　総則**

（目的）

第１条　本仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）と株式会社●●（以下「採択企業」という。）との間の「中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)の実施に関する契約書」（以下「本契約書本体」という。）に定める採択企業が実施する中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)（以下「本調査」という。）の実施に係る仕様を示すものである。本仕様書は、本契約書本体に定める本契約（以下「本契約」という。）の契約約款（以下「契約約款」という。）その他本契約書本体第５条に定める各文書と共に、本契約を構成し、本契約の一部としての効力を持つものとする。なお、本仕様書に別途定める場合を除き、本契約書本体に定義される定義語句は同じ意味で使用する。

（用語の定義）

第２条　指示、承諾、協議及び確認とは、次の定義による。

（１）指示 監督職員が採択企業又は採択企業の調査主任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等（以下「所掌権限事項」という。）を示し、実施させることをいう。

（２）承諾 採択企業又は採択企業の調査主任者が監督職員に所掌権限事項を報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

（３）協議 所掌権限事項について、監督職員と採択企業又は採択企業の調査主任者が合議し、結論を得ることをいう。

（４）確認 監督職員が、採択企業の裁量に属する事項について、その方向性を確かめること、又はJICAの判断を支援するためJICAの権限に属する事項についてあらかじめ確かめることをいう。本調査は基本的に採択企業が自己の責任と判断で行うものであり、確認は、JICAが何らかの責任を引き受けるものと解釈されてはならない。

（調査主任者と監督職員との連絡）

第３条　本調査を適切かつ円滑に実施するため、調査主任者と監督職員は常に密接な連絡を取り、本調査の方針及び条件等に疑義が生じた場合は、両者協議し、これを速やかに本契約書本体に記載する目的に沿ったものとする。また、本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合にも、速やかに両者協議する。

（協議書の作成）

第４条　第2条に定める監督職員の指示、承諾、協議及び確認は、その内容を協議書（JICA指定様式）に記録し、調査主任者と監督職員がそれぞれ一部ずつ保管する。

（調査計画書）

第５条　契約約款第2条に規定する調査計画書（以下「調査計画書」という。）には、次の各号の記述を含めるものとする。

1. 本調査の概要
2. 採択企業要約
3. 本調査の実施方針

①調査の目的

②調査のゴール（調査終了時点で目指す姿）

③調査期間（調査開始日～終了日）

④調査・実証項目・調査工程

⑤調査経費（案）

1. 調査従事者名簿
2. 安全対策

（調査開始前の提出書類）

第６条　本調査の開始前に、採択企業は、対象国受入れ確認のための資料（調査従事者名簿、現地での本調査の当初の実施日程等。）を作成し、JICAに提出する。

（資料等の貸与及び返還）

第７条　JICAは、必要に応じ、関連報告書、その他関係資料等を採択企業に貸与する。

２　採択企業は、貸与された資料等を使用後速やかにJICAに返却する。

（安全対策措置）

第８条　採択企業は、海外での本調査実施の安全確保を目的として、以下の安全対策を講じる。

（１）調査従事者のうち、3ヵ月以上調査実施対象国・地域に滞在する者には、在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。

（２）渡航前及び渡航中、業務従事者に対し海外渡航管理システムへの渡航及び滞 在先情報に関する入力及び更新を徹底する。

（３）現地への渡航に先立ち、JICAがJICAのウェブサイト（「JICA安全対策研修について」）上で提供する安全対策研修を調査従事者に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。

（４）現地への渡航に先立ちJICAが提供するJICA安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を調査従事者に周知し、同措置の順守を徹底する。また、JICAより、同措置の改定の連絡があった場合は、速やかに調査従事者に周知し、改定後の同措置の順守を徹底する。

２　前項の第1号の規定は、日本国籍を持たない調査従事者には適用しない。

（相互の便宜供与）

第９条　採択企業は、本調査に関係してJICAが実施する視察、調査、情報収集、評価、広報活動、統計整理等を行うにあたり、実務的に可能な範囲内で、JICA又はJICAが指定する関係者に対し、便宜を供与する。

２　JICAは、採択企業が実施する本調査に関連し、JICAが実施することが明らかに効率的である便宜等に関し、実務的に可能な範囲内で、採択企業の依頼を受け、採択企業に対し、かかる便宜を供与する。

**第２章　本調査**

（本調査の概要）

第10条

＜調査目的＞

調査対象国における顧客ニーズと提案製品/サービスとの適合性の検証を実施した上で、初期的な事業計画及びロジックモデルを策定する。（ニーズ確認調査の場合）

調査対象国における提案製品/サービスに対する顧客の受容性を検証した上で、製品/サービスの提供体制構築及び収益性確保に目途を立たせ、精緻化された事業計画及びインパクト創出計画を策定する。（ビジネス化実証事業の場合）

＜提案製品・技術＞

XXXX

＜対象国＞

●●国

＜ビジネスを通じて解決を目指す課題と目指すインパクト＞

（対象者が人の場合）●●（Who）の●●（What）の課題解決を目指す。製品・技術の普及の結果、●●（Who）に●●の便益をもたらすことを目指す。

＜実施体制＞

例：本調査の代表法人である●●社は、調査総括、●●技術・詳細設計に関する調査、ビジネス展開計画の策定を行う。共同企業体の●●社は、技術課題調査、現地における●●製造、原料調達に関する調査・検討を行う。

（調査計画書及び成果品）

第11条　本調査の各段階において採択企業が作成・提出する調査計画書及び成果品は、以下のとおりとする。成果品の具体的な提出日時は、別途調査設計後、協議書を通じて定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 提出時期 | 部　数 |
| 調査計画書 | 契約締結日から起算して30営業日以内 | 調査計画書一式（和文）：電子データ（PDFファイル ） |
| 調査完了報告書 公開版及び非公開版  （成果品） | 本調査の終了時  ※調査完了報告書（案）については本調査期間の終了予定日の約2か月前に提出することとする。 | 電子データ（PDFファイル）及びCD1枚 |

（２）調査完了報告書の記載項目は以下のとおりとする。記載項目の変更に当たっては、JICAと採択企業は、協議、確認する。

|  |  |
| --- | --- |
| 報告書構成文書 | 記載項目 |
| ビジネスプラン  （事業計画書） | ターゲット顧客・ニーズ  製品/サービス概要  競合動向・競争優位性  自社戦略における本調査事業の位置付け  フィージビリティ（技術/運営/規制等の実現可能性）  市場規模・推移・想定ビジネス規模  業界構造（サプライヤー・チャネル等）（※）  ビジネスモデル  販売・マーケティング計画・要員計画・収支計画（※）  必要となる予算、撤退基準・リスク（※）  将来的なビジネス展開に向けたアクションプラン |
| ロジックモデル | ビジネスを通じた開発途上国の課題解決の筋書き（ロジックモデル）（該当するSDGs含む）  インパクト KPI（インパクトを計測する成果指標）（※） |
| 上記各文書の公開版 | JICAが公開することを前提とした上記各文書の非公開箇所を削除した公開版（公開されるため営業秘密等は含まないよう留意すること）。公開版とは簡易版ではないことに留意する。 |

（※）はビジネス化実証事業のみの記載項目

|  |  |
| --- | --- |
| 環境社会配慮実施報告書  （該当案件のみ） | 案件概要  調査対象国の環境社会配慮にかかる法令・制度等  本支援事業実施前の環境社会配慮確認結果  環境社会配慮実施結果 |